

旭川市生涯学習ポータルサイト・まなびネットあさひかわ情報登録要領

（目的）

第1条 この要領は、市民等の生涯学習活動の促進及び支援を図り、総合的な生涯学習情報を提供するため、旭川市教育委員会（以下「委員会」という。）が運営する旭川市生涯学習ポータルサイト・まなびネットあさひかわ（以下「本サイト」という。）に関し、生涯学習情報の登録に必要な事項を定めるものとする。

（生涯学習情報）

第2条 「生涯学習情報」とは、広く市民等の生涯学習の促進に寄与すると認められる次の情報をいう。

- (1) 団体・サークル情報
- (2) 講師・指導者情報
- (3) 生涯学習関連施設情報

（登録）

第3条 生涯学習情報の登録は、運営者が別途指定する方法により行う。なお、登録の要件は別表に定める基準による。

- 2 運営者は虚偽の申込み等登録することを不適当と判断した場合は、登録を行わないことができる。また、登録後であっても登録の取消しを行うことができるものとする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する情報は、登録しないものとする。
 - (1) 特定の事業者への直接的な援助、また、政治的、宗教的活動への援助にあたる情報
 - (2) 公正性、公平性及び正確性に欠ける情報
 - (3) 公序良俗に反する情報
 - (4) その他、運営者が不適当と認める情報
- 4 運営者は、必要があると認めるときは、情報登録者の承諾の有無にかかわらず、登録内容の一部を変更し、追加し、又は取消すことができる。

（登録情報）

第4条 登録情報は、市民等の生涯学習活動を促進及び支援する目的にのみ使用する。

- 2 個人が特定できる情報については、情報登録者による承諾があり、運営者の紹介業務に必要な場合を除き外部への提供は行わない。
- 3 情報登録者は、住所、電話番号、電子メールアドレスその他登録情報に変更が生じたときは、速やかに変更の手続を行うものとする。なお、当該変更手続は、第3条第1項に準ずるものとする。
- 4 登録情報は、本サイトの管理運用及び前項に掲げる場合のほか、次の場合において使用する。
 - (1) 運営者から生涯学習に関する案内を行う場合
 - (2) 緊急時に連絡を行う必要がある場合
 - (3) その他、委員会の生涯学習に関する業務の推進において必要な場合

（登録情報の提供）

第5条 運営者は、本サイトの登録情報を、紙面等の方法を問わず直接市民等に提供することができるものとする。

2 前条第1項の目的に反し情報登録者の情報提供を求める者、又は求めた者に対しては、運営者は当該情報の提供又は以後の情報提供を拒むことができる。

(本サイトの閉鎖)

第6条 運営者は、一定の予告期間をもって本サイトの閉鎖を行うことができる。

(運営者の免責)

第7条 運営者は、理由のいかんを問わず、サービスの変更、追加又は中止若しくは本サイトの停止又は閉鎖したことに起因して情報登録者が被った不利益及び損害について、一切の責任を負わないものとする。

2 運営者は、情報登録者が本サイトに掲載した情報等の正確性、特定の目的への適合性等について一切の保証責任を負わないものとする。

3 運営者は、本サイトの情報等に起因して生じた損害に対して一切の責任を負わないものとする。

(要領内容の変更)

第8条 運営者は、合法的かつ一般的良識から逸脱しない範囲で、本要領の内容の一部を情報登録者への通告なしに変更することができるものとし、この要領変更後は変更後の要領を適用する。

(その他)

第10条 この要領に定めていないものについては、法律又は規則、その他関係法令による。

附 則

1 この規約は平成23年12月1日から実施する。

2 この規約の実施前において行われる生涯学習情報の登録等に手続に必要な準備行為については、この要領に規定する例による。

別表

生涯学習情報の種別	登録の要件
団体・サークル情報	ア 主たる活動の拠点が旭川市内にあること。 イ 責任者(代表者)が存在する法人又はその他の団体であること。 ウ 生涯学習活動の実績があること。
講師・指導者情報	ア 主たる活動の拠点が旭川市内にあること。 イ 生涯学習活動の講師・指導者として活動実績を有していること。 ウ ボランティア活動に理解があること。
生涯学習関連施設情報	ア 施設の所在が旭川市、鷹栖町、比布町、愛別町、上川町、当麻町、東神楽町、東川町又は美瑛町のいずれかにあること。 イ 国又は地方公共団体が開設する施設であること。(これらに準ずる者を含む。) ウ 生涯学習活動の場として利用ができること。